

(適正な実習実施、雇用管理・労働条件等に関するガイドラインの例)

- ・ 実習が計画に則って適正に実施されていること。
- ・ 実習内容や労働条件について契約違反、法令違反がないこと。
- ・ 作業内容が単純作業の繰り返しでないこと。
- ・ 常時日本人従業員による実習指導ができるようにすること。作業ラインに実習生だけを配置しないこと。
- ・ 長時間残業、休日労働が常態化していないこと。
- ・ 実習の基盤となる日常生活を快適に送れるよう、住環境の整備、地域社会との交流を図ること。
- ・ 技能レベルに応じた賃金制度の導入を図ること。

4. 制度運営に係る役割分担

(現状と課題)

現行制度では、受入れ団体は、研修生・実習生の受け入れ、日本語教育等非実務研修の実施のほか、研修中の企業に対する監理責任（研修の適正実施に係る指導、監査等）を負っているが、実習移行後については、ほとんど関与していない。

一方、JITCOは研修・実習期間を通じて受入れ企業に対し入管法令・労働関係法令の遵守状況のほか、実習計画の進捗状況、実習記録の作成等監理的な面でのチェックを中心に巡回指導を行っている。

このような、現在の技能実習移行後の制度運営に係る責任・役割については、

- ① 法令遵守、実習の適正実施等の監理面に関し、受入れ団体の役割はほとんどなく、専らJITCOの巡回指導に委ねられているものの、その性格、権限から、必ずしも十分な実効を上げていない。
 - ② 実習の実効性を高める面に関しては、JITCOにおけるテキストの開発や実習計画の作成援助がなされているが、必ずしも具体・個別の専門的・技術的援助となっていない。
 - ③ 受入れ団体やJITCOの性格を踏まえた責任・役割分担のあり方が明確になっていない。
- 等の問題を抱えている。

(役割分担・責任の明確化)

このため、今後、企業の実習実施に係る監理面でのチェック機能や実習内容面での専門的・技術的援助の機能、さらには中間報告でも指摘した実習生本人に対する相談援助等の機能を強化していくためには、関係機関の

役割分担・責任の所在を明確にするなど、そのあり方を検討していく必要がある。

その際、役割分担・責任を明確にするに当たっては、

- ① 受入れ企業・受入れ団体における法令遵守や実習実施に係る適正化を徹底するためには、一定の権限ある公的機関がその役割を担う必要があり、受入れ企業を構成員とする受入れ団体や、現在サービス機関としての性格を持つJITCOが、これに当たることは現状において適當ではない。
- ② 実習の実効性を確保するためには、企業の実習能力や実習生の希望・能力を踏まえた適正なマッチングや、実習の内容・方法についての専門的・技術的支援が不可欠であるが、これらを担当する役割・責任が明確になっていない。
- ③ 特に、受入れ団体の中には、一部の異業種組合に見られるように、何ら実績や専門性を持たず、にわかに受入れ団体になっているものもあり、実習の適正化を図る観点からは、こうした団体を排除し、受入れ団体を専門性、技術を持ったものに限定していく必要が高い。

等の事情に留意することが重要であり、役割分担のあり方としては、次のことを基本的方向として、具体的な姿を検討していくことが適當である。

第一に、受入れ企業は実習生が帰国するまでに技能検定3級レベル以上に合格することを目標として、実習の適正かつ効果的な実施に努める。

第二に、受入れ団体は、日本語・安全衛生教育等の講習を実施するとともに、専門性を持った団体として、上記の許可制のもとに、実習生と受入れ企業のマッチングを行うほか、受入れ企業の実習に関し、専門的・技術的支援を行う。

第三に、受入れ企業・受入れ団体における実習に係る法令遵守や実習実施に係る適正化のためのチェックについては、一定の権限ある公的機関が責任を持って担当する。

第四に、上記業務のほか、技能実習制度を運営するために必要な送出国政府との定期的な協議、制度の周知のほか、企業向け相談会・セミナーの開催、入国・在留に係る書類の事前点検等のサービスの提供等については、上記団体とは別個に役割を担う機関が必要である。

なお、JITCOについては、こうした全体の役割分担の検討の中でそのあり方を抜本的に見直すことが必要である。

5. 帰国後の技能移転のあり方

実習生の帰国後の再就職状況等技能移転の状況については、中間報告でも指摘したように、その把握が十分でなく、引き続き制度効果の検証に努めることが必要であるが、一部報告によると、帰国後は実習職種とは関係なく、日本語を活かして通訳になったり、送出し機関の職員になる例も少なくないと言われている。

技能実習制度が強いインセンティブを持ち、技能移転としての効果を発揮するためには、実習生の母国において、日本における実習経験や技能検定3級取得が評価され、帰国後活かすことができる状況にすることが重要であり、そのためには、技能実習制度だけでなく、トータルな技術協力、技能移転を推進する中で、技能実習制度とこれらの国際協力事業とを適切に関連づけていく必要がある。

このため、現在、送出し国における技能労働者の育成への協力、適正な技能評価制度の移転と待遇改善等を並行して進めているところであるが、今後、さらに、トータルな「人づくり」支援の中で、実習生本人たちが技能修得意欲を高め、帰国後にその能力を発揮できる環境整備を進めていくことが必要である。

(※) 主な海外技術協力事業

- ・ アジア・太平洋地域人材養成事業
　　アセアン諸国等の職業能力開発担当者の研修、現地日系企業等を活用した技能訓練、セミナーの開催等
- ・ アジア太平洋地域技能就業能力計画（S K I L L S - A P）への協力
　　I L O が協力する地域プログラム（職業訓練政策、訓練技法等の調査研究）への拠出
- ・ 技能評価システム移転促進事業
　　我が国の技能検定のノウハウを移転するため、技能評価者に対する研修や技能検定の試行実施を支援

6. 「研修」のみで1年以内に帰国する場合の取扱い

技能実習には移行せず「研修」のみで1年以内に帰国する場合についても、ほとんどの場合「実務研修」が行われており、「実務研修中の研修生の法的保護を図る」べき必要性に変わりはない。